

学校いじめ防止基本方針

令和2年3月4日改訂
糸満市立糸満小学校

1 いじめ防止基本方針

いじめは人権侵害であり、ときに尊い命を失わせる大きな罪になる。いじめは絶対に許されない行為である。学校は、いじめられている児童の立場に立ち、全力で児童を守り、問題の解決を図らなければならない。教職員の何気ない一言が、いじめを誘発あるいは促進することもある。

いじめの予防は教師としての基本的な姿勢でなければならない。教師は人権の基本に戻り、いじめをしない、させない、見逃さないという強い姿勢が要求される。

いじめの定義☆

◎いじめとは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめの特徴☆

◎本人に聞いても言わないことが多い。(チクったとしてさらにいじめられるからなど)

◎いじめのターゲットが自分に回ってこないように加害者の立場に立とうとする。時に学級の全員の部活動の全員が加害者になっていることがある。

◎いじめる側は、いじめられる者の深刻さを認識しないで、からかい、いたずらなどの遊び感覚でいじめる。

◎外からは気の合う仲良しグループに見えても、学校の内外で特定の児童が数人のグループをつくり、その中のメンバーの一人をいじめのターゲットにしている。

2 いじめ防止等のための対策の基本理念

すべての児童及び教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの児童にも起こり得る」という認識を持ち、いじめ防止等のために対策を以下の基本理念の基に定めます。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「絶対に許さない」学校をつくります。
- (2) いじめられているいじめられている児童の立場に、絶対に守り通します。
- (3) いじめる児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行います。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努めます。

3 いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止等の対策のための組織として、校内に専門の委員会を組織します。

(1) いじめ防止対策委員会

委員長 校長

委員 教頭、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援コーディネーター、教務主任、養護教諭
特支・生徒指導部員とする。なお、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部委員として行政等の関係機関の専門家を参集する。

(2) いじめ防止対策委員会の役割

①相談体制の拡充

○いじめに関する事象が発見された場合は速やかに管理職に報告する。

いじめに関する事象について、情報を得た教職員は管理職に報告する義務がある。

校長は生徒指導主任・担任による注意・指導で解決できるか判断し、解決を図ることができる事象ではないと判断した場合は、即時に校内委員の招集を行い、臨時校内委員会を開催する。

臨時校内委員会では、児童からの聴取、聴取後の対応等を行い、事実を時系列で整理・記録し、対応方針の確認を行う。

なお、委員長は、市教育委員会に状況を随時伝え、連携を図り、報告書の提出を行う。

いじめ事象のレベルに応じて対応方針および対応措置を校内委員会で決定するが、警察と連携が必要な事案に関しては、いじめ事象のレベルにかかわらず警察への相談や通報を行う。なお、通報時には被害者・加害者の保護者の意向（警察への相談・通報・被害届の提出等）をよく聞き、適切に対応する。

指導後、改善が見られた場合、校内での対応を継続して見守り、再発防止についての取り組み（継続的な観察・指導、保護者との連携・行政機関との連携など）を行う。

○緊急窓口の整備

深刻な事案に迅速に対応できるよう校内委員会の相談窓口を教頭及び教育相談担当とし、いじめ相談に対応する。

- ②スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置
いじめ防止対策委員会はスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用し、解決困難な問題を支援する。
- ③教職員の取り組み支援
○いじめ防止対策委員会は、いじめの防止・解決にかかわる資料集め活用方法を教職員に広く紹介する。
○いじめ防止対策委員会は、いじめ防止に関わる研修を実施する。
○インターネットを通じて行われるいじめの防止
いじめ防止対策委員会では携帯・インターネット問題の講習会等を実施し、情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。

4 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめ防止

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに子ども達の主体的ないじめ防止活動を推進します。

- ①児童がいじめ問題を自分たちのこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- ②人権教育・道徳教育・特別活動を通して規範意識や集団のあり方等について学習を深める。
- ③学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- ④教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- ⑤常に危機感を持ち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、充実改善を図る。
- ⑥教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- ⑦行政等の関係機関と定期的な情報交換を行い、恒常的な連携を深める。

(2) いじめの早期発見

いじめは、教職員・保護者の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域・関係機関と協力して全力で実態把握に努めます。

- ①児童の声に耳を傾ける。(学校生活アンケート調査、個別面談、教育相談等)
- ②児童の行動を注視する。
- ③保護者並びに地域との情報を共有する。(手紙・通信物・電話等の定期連絡・家庭訪問・保護者会)
- ④行政等の関係機関と日常的に連携する。(行政等の関係機関との情報共有等)

(3) いじめの早期解消

いじめ問題が起きた時には、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指します。

- ①いじめられている児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ②いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ③校長は事実に基づき、児童や保護者に説明責任を果たす。
- ④いじめる児童には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- ⑤法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ⑥いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- ⑦必要に応じて行政機関の協力を求める等、日常的に情報共有を行う。

(4) いじめに対する措置

いじめ問題が起きた時には、校内委員会の判断の下、加害者児童に対し、出校停止や停学等の措置を行う事ができる。なお、児童に対する措置などの対応判断は、教育委員会と連携や指示を仰ぐ。

また、いじめ事象の内容を含め、児童間暴力、対教師暴力等すべての暴力行為には、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

(5) 重大事態への対応

①重大事態の定義

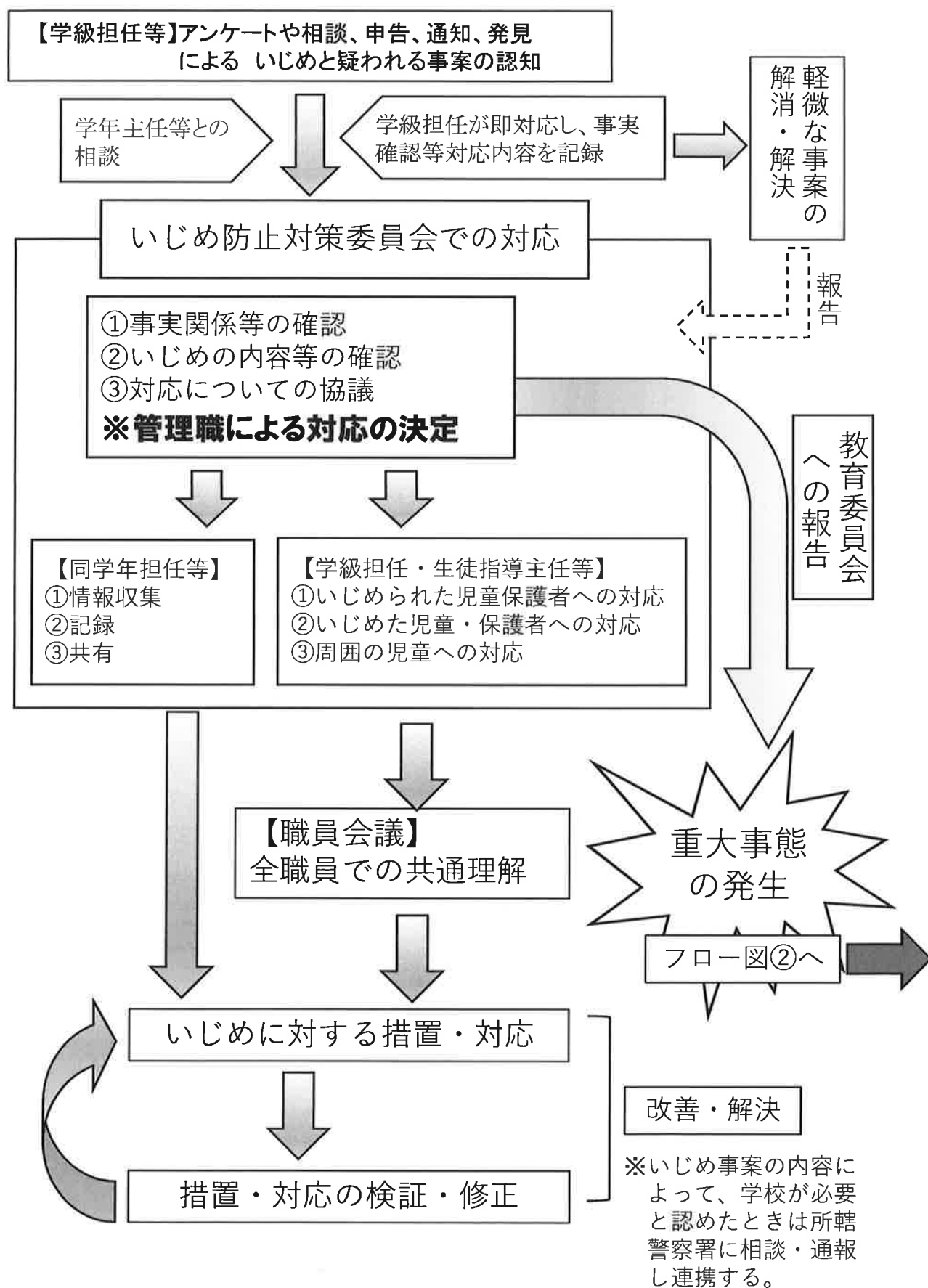
- ・いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ・いじめにより児童が学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ・児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

(「いじめ防止対策推進法」より)

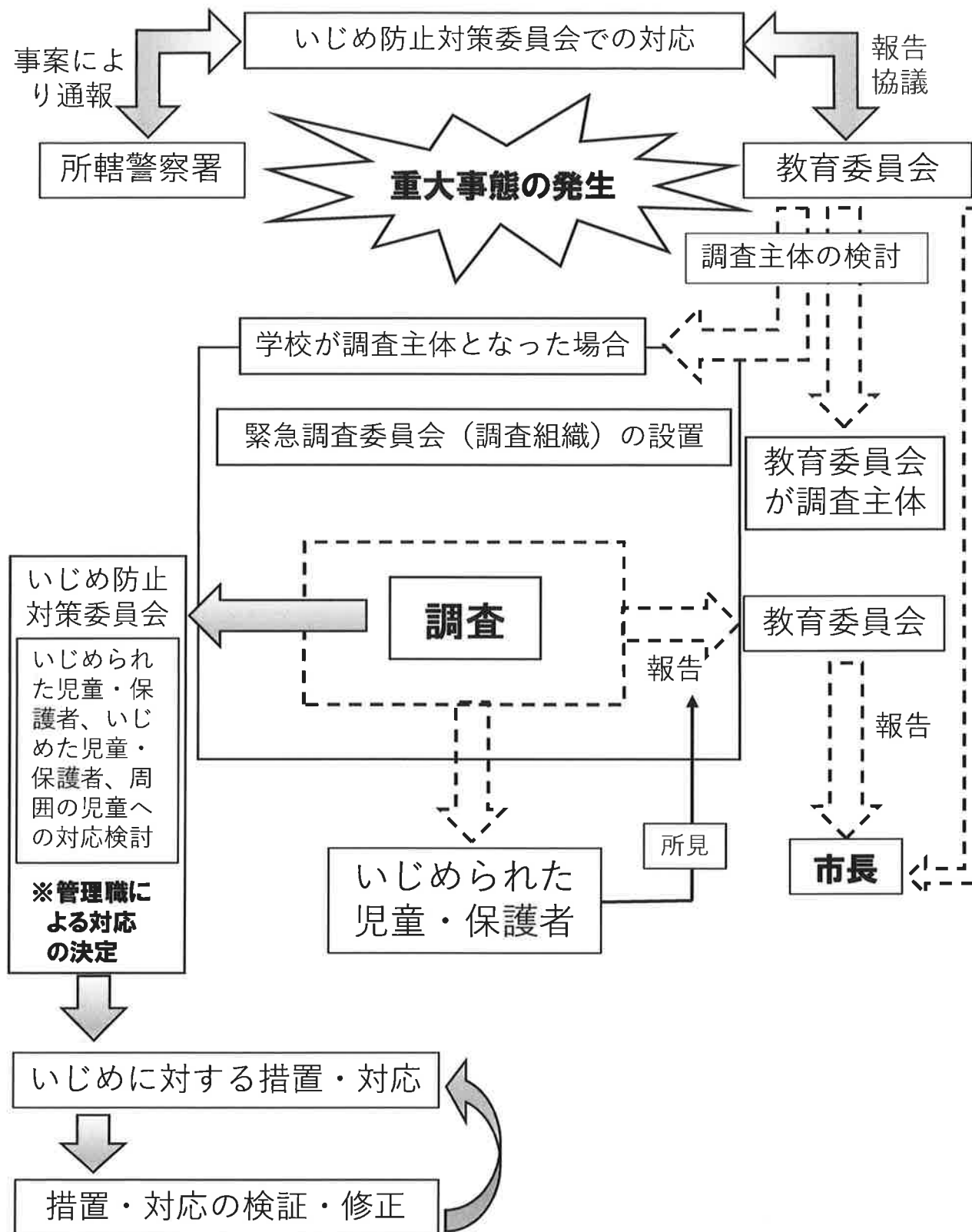
②重大事態への対処

- ・重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

いじめ事案への対応フロー図①



いじめ事案への対応フロー図②



※重大事態の調査主体が教育委員会の場合は、教育委員会へ資料等の提出など調査に協力する。

※調査によって明らかになった事実関係については、いじめられた児童・保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う。